

1. 趣旨

- 各府省における情報システム調達について、競争促進等によりコスト低減や透明性の確保を図るための統一的なルールを定めるもの

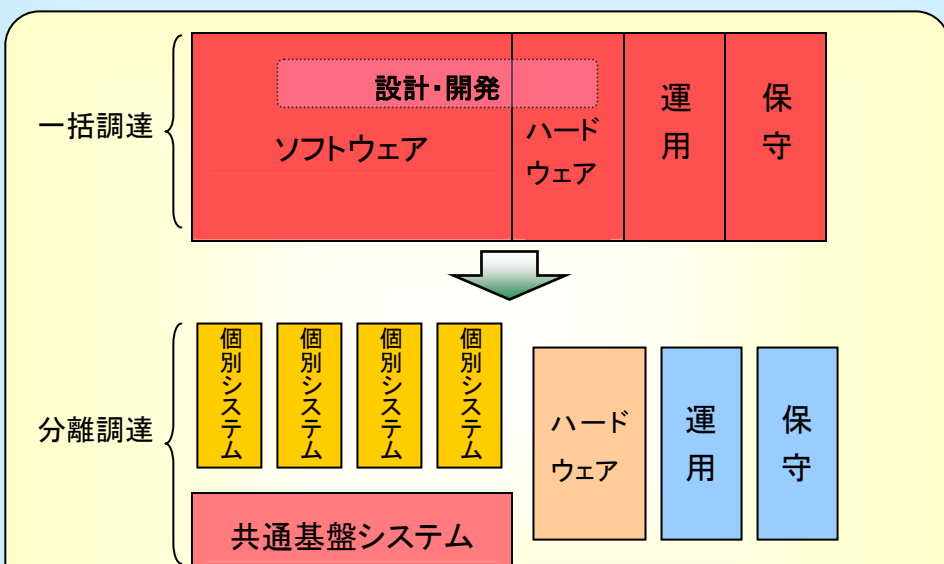
※ 会計検査院報告書(18.10)によると、情報システム調達件数の80%、調達額の96%が随意契約(最適化対象77システム)

「重点計画2006(18.7)」「電子政府推進計画(18.8)」→競争参加機会の拡充や分離・分割調達の促進など、政府の情報システム調達の更なる改善の視点を加えた指針を策定することを決定

2. 指針の概要

指針のポイント

- ① 大規模システム(設計・開発が5億円以上のシステム)は、一括調達ではなく、原則として分離して調達



※ 分割リスクが強く懸念される場合、分割による大幅なコスト増やスケジュール遅延が生ずる場合など、合理的な理由がある場合は、分離調達以外の方式を採用し得る

期待される効果

〔競争の促進〕

- 技術力のある中小企業の参入機会を拡大し、新規参入を促進
- ⇒ 価格低下、システムの技術水準の向上

〔システムの透明性の向上〕

- 複数事業者の参加によって、業務処理や技術仕様のブラックボックス化のリスクが低下し、設計・開発～運用・保守の透明性が向上
- ⇒ スケジュール遅延、予算超過等の早期顕在化

〔システムの柔軟性の向上〕

- 将来の制度改正に対応する際に、システムの一部に係る改修の影響が、全体に波及しにくい柔軟なシステム構築
- ⇒ 将来の負担を抑制

指針のポイント

② 調達計画書の作成・公表を義務付け

- 入札の開始に先立ち、調達スケジュール、システム方式(分離の有無等)等を記載した調達計画書を作成し、公表するとともに、事業者等から意見を受付



期待される効果

〔透明性・計画性の向上〕

- 業務情報を熟知した既存事業者が有利となる無理なスケジュール設定を排除し、計画的な調達を実現
⇒ 新規参入の促進

③ 調達仕様書の明確化等

- 調達仕様書には、提案に必要な情報を具体的・網羅的に記載するとともに、公表して事業者等から調達仕様書に関する意見を受付
- 調達仕様書は、誰でも採用可能なオープンな標準に基づく要求要件の記載を優先



〔透明性・公平性の確保〕

- 業務情報を熟知した既存事業者が有利となる要求要件が曖昧で、情報が不十分な調達仕様書を排除
⇒ 新規参入の促進
- 特定事業者への依存からの脱却
⇒ 競争を促進(随意契約の抑制)

④ 入札制限の設定

- 調達仕様書の作成関与者、工程管理支援事業者(発注者の立場で設計・開発等の工程管理を担う事業者)などの入札を制限



〔公平性の確保〕

- 競争上有利な立場にある者の入札を制限して、調達の公平性を確保

⑤ 契約の明確化

- 知的財産権の帰属、仕様変更手続等を契約書に明記



〔透明性の確保〕

- 口頭による仕様変更など曖昧な契約の排除

⑥ 指針の実効性確保のための措置

- 内閣官房は、指針の統一的・的確な実施の確保のために必要な措置を講じるとともに、毎年度フォローアップを実施

- 総務省は、各府省が作成する調達計画書及び調達仕様書について、本指針の趣旨や内容に沿っているか確認

3. 指針の適用範囲

- 調達の前定価格が、1億 3,000 万円以上と見込まれるシステム

〔 WTO政府調達協定(平成7年条約第23号)の運用指針において、1億 3,000 万円以上の調達案件については、高い透明性・公正性が求められ、調達に関する詳細な手続が設定されていることから、これに合わせた基準を設定 〕

- ただし、分離調達の対象は、設計・開発の前定価格が5億円以上の大規模システムに限定

※ 既に設計・開発工程に着手しているシステムでも、最適化対象システムについては、新たな調達(ハード、運用、保守等の調達)を行う際に調達計画書を作成する。

4. スケジュール

7月1日(日) 指針の適用開始